

大田市告示第 8 号

大田市介護認定調査結果表等の情報提供に係る取扱要綱（平成 17 年大田市告示第 115 号の 4）等の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 3 日

大田市長 楫野弘和

（大田市介護認定調査結果表等の情報提供に係る取扱要綱の一部改正）
第 1 条 大田市介護認定調査結果表等の情報提供に係る取扱要綱の一部を次のように改正する。

第 1 条中「大田市個人情報保護条例（平成 17 年大田市条例第 11 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田市個人情報保護法施行条例（令和 4 年大田市条例第 32 号）」に改める。

第 5 条第 3 号中「15 日」を「30 日」に改める。

様式第 6 号中「大田市個人情報保護条例第 18 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 83 条第 1 項」に改める。

（大田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部改正）

第 2 条 大田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱（平成 22 年大田市告示第 86 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号中「大田市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律及び大田市個人情報保護法施行条例」に改める。

（大田市農業次世代人材投資資金交付要綱の一部改正）

第 3 条 大田市農業次世代人材投資資金交付要綱（平成 24 年大田市告示第 129 号）の一部を次のように改正する。

様式第 12 号中「島根県及び大田市が定める個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

附 則

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 1 条第 7 号に掲げる規定（同法第 51 条の規定に限る。）の施行の日から施行する。